

ロンドン事務所

【2012年ロンドン五輪】英国

2012年のオリンピックがロンドンで開催されることとなったというニュースは、翌日のテロ関連のニュースで多少存在は薄くなったものの、称賛に値する出来事であった。今回のオリンピック招致は、英国オリンピック協会（British Olympic Association）、グレーター・ロンドン・オーソリティ（Greater London Authority）、英国政府が中心となった3組織の連携体制の下での取り組みであり、また中心的な役割を果たしたのは、過去のオリンピック（競技種目：陸上男子 1500m）において金メダルを獲得し、その後保守党議員に転身したコー上院議員、ブレア首相、リビングストンロンドン市長である。国民（ロンドン市民）意識を高めるため、地域住民に対しオリンピックがロンドンで開催されることによる地域住民の利益等の周知を促進していった32のロンドン区の役割も重要であった。現在、2012年ロンドンオリンピックの会場となるロンドン東部地区の開発は、コー上院議員が議長を務める連合組織の管理下にある。

ロンドンオリンピック開催による各分野への期待される効果は以下のとおりとなる。

- ・ オリンピック開催国としての威信
- ・ オリンピック効果による観光客増加
- ・ オリンピックのメインの会場となるロンドン東部は貧困地域の1つであり当該地域の再生に寄与
- ・ ロンドンの公共交通機関の改善
- ・ オリンピック終了後の各種スポーツ施設の活用

地域再生とオリンピック終了後に残る各種施設の活用という点については、国際オリンピック委員会（IOC）と重要な役割を果たした32のロンドン区が強調した点だと言われている。しかし地域再生や施設という目に見える利益は未来に残ることとなるが、ロンドン市民はオリンピックのためにさらにカウンスルタックス（住民税）を支払うこととなるだろう。財源獲得のため新たな宝くじも考案され発売されたが、約24億ポンドの財源はカウンスルタックスから創出することとなる。

一方政府レベルにおいては、テッサ・ジョエル文化メディア・スポーツ相は、2012年のオリンピックがロンドンで開催されるという発表を受けて、オリンピック大臣のポストを新設した。また政府はオリンピック開催に関わる組織に対して、その準備の円滑な遂行を目的としたロンドンオリンピック法案（London Olympic Bill）を国会に提出した。同法案には、オリンピック事業における政府の関与の管理、公費の使途の説明責任を確保するという目的でオリンピック運営機関の設立が盛り込まれている。また、ロンドン市長に対する特定の権限の付与、オリンピックに関する知的所有権（著作権、商標権等）の保護、オリンピックに関連した未公認ビジネスの防止等の内容も盛り込まれて

いる。オリンピック運営機関は文化メディア・スポーツ省所管のオリンピック実施機関として位置付けられ、競技会場となる全ての地域をカバーする交通を担当することとなる「オリンピック交通機関」を監督する。なお、ロンドン市長に対し付与される新たな権限とは、財源を増加させるための権限、オリンピックに関連した事項について 1999 年グレーター・ロンドン・オーソリティー法 (Greater London Authority Act 1999) の修正を可能にする権限である。

英国でのオリンピックの開催は、1948 年ロンドンオリンピック (2 度目) 以来となる。3 度目となる 2012 年ロンドンオリンピックは、7 月 27 日～8 月 12 日の期間で開催される予定である。なお、招致は実現しなかったが、1992 年オリンピック開催地にバーミンガム、1996 年と 2000 年オリンピック開催地にマンチェスターが名乗りを挙げており、1997 年の総選挙時に労働党は、英国にオリンピックを招致するという目標をマニフェストに盛り込んでいた。今回のオリンピック招致の成功は、新たな地下鉄路線開設の計画をもたらし、またオリンピック終了後には、新設された住宅等を含む各種施設がロンドンの各コミュニティの施設に転用されることとなるだろう。

Sources:

http://www.cipfa.org.uk/publicfinance/news_details.cfm?News_id=24487

<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2005/rp05-055.pdf>

<http://www.london2012.org/en>

【ロンドン連続爆破事件】英国

1 事件の概要

7 月 7 日 (木) 午前 8 時 50 分頃、ロンドン市内の地下鉄三箇所、バス一箇所連続して自爆テロ事件が発生し、四箇所合計で死者 56 名、負傷者 700 名以上 (入院者約 100 名) の惨事となった。事件発生を受けて、当日のロンドン地下鉄は終日全面運休、市内中心部を走るバスも午後 4 時頃まで全面運休、地上鉄道の市内主要ターミナル駅も一時閉鎖されるなど、市内中心部の公共交通は一時ストップ状態となった。また、道路についてもロンドン方面の幹線道路の出口封鎖等、市内中心部への車両流入が規制された。市内中心部の会社や商店等では従業員を早々に帰宅させたところが多く、徒歩で帰宅する人々の姿が多くみられた。

2 緊急対応 (被害者の救出等)

事件発生直後から、ロンドン救急サービスがロンドン周辺の救急サービスや英国赤十字等と協力して、救急サービスを実施した。100 台以上の救急車と救急ヘリが出動し、250 名以上のスタッフが現場へ駆けつけて、約 45 名の重症者、約 350 名の軽症者の応

急手当てと搬送を実施した。ロンドン消防庁からは 38 台の消防車、190 名の消防士が出動した。負傷者の受け入れは現場に近い病院で行われたが、爆破事件の負傷者治療に対応するため、受入病院では当日の診療予約をキャンセルするなどの措置が取られた。

3 ロンドンの自治体の対応

ちょうどこの日は、イングランド中部ハロゲイト(ロンドンから約 320 キロ北に位置)で英国地方自治体協議会年次総会が開催されていたため、ロンドンの自治体幹部の多くはロンドンを離れていた。同じく年次総会出席中だったフィル・ウーラス地方自治担当大臣(London Resilience¹担当大臣)とジム・フィッツパトリック ロンドン担当大臣は、早速その日の午前中にロンドンに戻った。

事件発生後直ちに、ロンドン区の緊急時対応用の連絡組織として 3 年前に発足したゴールド・グループのその日の当番に当たっていたクロイドン区の事務総長は、London Resilience の召集で首都警察局(ロンドン警視庁)、そして非常時中央対応センターへ駆けつけ、London Resilience のメンバーと情報収集、対応協議等を行った。ロンドン区のレベルでは、このゴールド・グループのメンバーである 8 区の事務総長と支援チームがロンドン広域対応を担当し、事件現場のあるロンドンの 3 区(カムデン区、コーポレーション・オブ・ロンドン(通称シティ)、ウェストミンスター区)が実際の緊急対応の大部分を行った。その内容は、臨時遺体安置所の設置や被害者家族向け相談センターの設置(事件発生から 24 時間以内に設置)、臨時休憩所や犠牲者追悼献花置場の設置等である。また、事件当日には児童を学校から安全に帰宅させるため、遅くまで学校を開ける、あるいは児童を自宅まで送り届けるといった措置がとられた。ゴールド・グループのメンバーである 8 区の事務総長は交代で緊急時の担当を務めており、クロイドン区の事務総長が 7 月 7 日の事件発生から 12 時間当番を務めた後は、12 時間又は 24 時間毎に交代して、それぞれ当番を務めた。後日、ロビン・ウェールズ ロンドン区協議会議長は公共サービス再開のために休みなく働いた区の努力を褒め、London Resilience 地方自治体部会長は、区の対応は素晴らしく、緊急事態への対応や緊急計画がうまく機能したと述べた。マーティン・ピルグリム ロンドン区協議会事務局長も、緊急対応計画がうまく機能し、過去 3 年間訓練したことが役立ったと述べた。英国地方自治体協議会会長のサンディ・ブルース＝ロックハート卿は、この日の事件対応にあたった緊急サービスの職員を賛辞し、また犠牲者とその家族への追悼の意を表明した。

ケン・リビングストン ロンドン市長は、事件発生当日、前日に行われた 2012 年五輪開催地選考会出席のためシンガポールに出張中であつたが、早速シンガポールから声明を発表し、ロンドン市民に連帯を訴えた。「ロンドンは卑劣なテロ攻撃的となったが、

¹ London Resilience は、ニューヨークでの 9.11 テロ事件発生を受けて、ロンドンの非常事態や大災害時への備えを行うために結成された戦略パートナーシップ組織で、政府のロンドン庁(Government Office for London)内に設置されている。このパートナーシップには緊急サービス(警察、消防、救急)、NHS(国民保健サービス)、交通事業者、地方自治体など公共・民間含めたロンドンの主要機関が含まれている。

ロンドン市民は平静に、そして勇敢に対応した。(中略) ロンドンの全コミュニティの無実の人々がこの無差別攻撃の対象とされた。ロンドンの多様なコミュニティや宗教を反映するロンドン市民一人一人に対し、お互いに支えあい、テロリズムに一致して立ち向かうよう私は要請する。」そして、ロンドン議会のサリー・ハムウィー議長も「ロンドン市民が平静を保つことと確信している。テロの脅威に屈して民主的な生活のあり方を変えることはない。」との声明を発表した。リビングストン市長は事件の3日後には、英国赤十字社と共同で、犠牲者とその家族のための救済基金を設置し、またロンドン市庁舎での追悼の一般記帳を開始した。7日の事件の1週間後の14日正午には、市長と政府関係者の共同の呼びかけで犠牲者を追悼する2分間の黙祷が実施された。

4 その後

地下鉄については事件発生から数日後に8.5割程度復旧したが、事件現場となった区間は警察の現場検証や破壊された箇所への復旧等に時間がかかり、最終的に市内の地下鉄全区間で運行されるようになったのは、事件発生からちょうど1ヵ月後であった。

また、連続爆破事件発生のおよそ二週間後の7月21日(木)午後、ロンドン地下鉄3箇所、バス1箇所ですべて再び連続爆破(未遂)事件が発生した。幸い負傷者は1名のみであったが、これによりロンドン市内の警備体制がさらに強化されることとなった。このため、捜査や警備にかかる費用も多額となることが予想されており、7月19日にゴードン・ブラウン財務大臣は2千万ポンド(約40億円)の追加予算措置をとることを発表した。

連続爆破事件発生後、イスラム系などの少数民族に対する嫌がらせや暴力事件等が英国各地で起きており、自治体では多様な人々からなるコミュニティの結束強化に力を入れている。また、ロンドン地下鉄の利用者は事件後約15%(約45万人)減少し、そのかわり自動車や自転車等の利用が増えている。

ロンドン議会では、今回の事件に対する緊急対応状況についての検証を行う予定である。

参照

http://www.london.gov.uk/view_press_release.jsp?releaseid=5305

<http://www.london.gov.uk/assembly/statement.jsp>

<http://society.guardian.co.uk/emergencyplanning/story/0,14501,1523377,00.html>

<http://www.londonprepared.gov.uk/resilienceteam/index.htm>

<http://www.lga.gov.uk/PressRelease.asp?lSection=0&id=SXDF7B-A7830F47>

<http://www.alg.gov.uk/doc.asp?doc=14819&cat=935>

<http://www.lga.gov.uk/PressRelease.asp?lSection=0&id=SX9770-A78311F5>

http://www.cipfa.org.uk/publicfinance/news_details.cfm?News_id=24567

【3年ぶりの直接公選首長の誕生へ】英国

イングランドにもっと選挙で選ばれた首長を導入しようとする動きを盛り返すべく、英国南西部デヴォンに位置するユニタリー（一層制自治体）であるトーベイ・カウンシルは、7月14日に行われた住民投票の結果直接公選制首長を導入することを決定した。

1997年に政権を獲得した労働党政権が掲げる新路線『ニュー・レイバー』(New Labour)に沿って実行された数々の地方自治改革の一つである公選首長制の導入は、初年の2002年に11自治体が採用したが、直接公選首長を導入した11自治体のうちのいくつかの地方議会で労働党が支配政党から転落したこともあり、直接公選首長を導入する自治体はそれ以降出現していなかった。

しかしながら、選ばれた11の首長によって地域に変革をもたらされたことは認められ、政府は公選首長が組み込まれた地方議会制度の導入を推進したい意向を、『副首相府の地方自治5ヵ年計画』及び労働党の国政選挙マニフェストで表明した。

直接公選首長導入の住民投票と導入にかかる諸事項については2000年地方自治法で規定している。トーベイ・カウンシルでは、もと自由民主党の地域支部長であったデヴィッド・スコット氏が運動を起こし、住民の署名を集め住民投票を執行させること、そして賛成派に勝利をもたらすことに成功した。なお、地方議会は公選首長の導入には反対である。スコット氏は「自治体の仕事のレベルの低さがなかなか改善されないにもかかわらず、議会の議員がみずからの報酬を大幅に増やす決定をしたことに住民は憤りを感じていた。」と語る。開票の結果賛成18,074票、反対14,682票、投票は全て郵便により、投票率は32.1%であった。首長の選挙は10月に行われる。

トーベイ・カウンシルの業務成績は監査委員会も問題視し、2002年のCPA（包括的業績評価）では5段階中最低の『劣悪(poor)』を付け、訴訟に発展しようかという事態を招くこととなった（結局、実際に訴訟を起こすなどの行動はとらなかった）。また同カウンシルは昨年、カウンシルタックスを9.9%上昇させようとして、政府からの是正措置を受けたわずか5自治体のうちの1つでもあった。

ところが一方、ケンブリッジ県のフェンランド・ディストリクト・カウンシルで同じ日に実施された『直接公選首長とカウンシル・マネージャー制度』²導入の住民投票³は

² カウンシル・マネージャーは議会によって任命される自治体の実務上の最高責任者で、直接公選首長の政策要領に基づく政策実施、政策要領の詳細検討、提案、予算の策定を担当する。

³ 2000年地方自治法の規定により、住民投票は全住民の5%から署名によって

否決に終わった。開票結果は『反対』17,296票に対し『賛成』5,509票、投票率は33.59%であった。法の規定により、向こう5年間は次の住民投票を行えないとされている。

直接公選首長制度のある11自治体のうち、『直接公選首長とカウンシル・マネージャー制度』を採用しているのはストック・オン・トレント市のみであるが、同市のマーク・メレディス新市長はより一般的な『直接公選首長と議員内閣制度』に変更するための住民投票を行いたい意向である。

参照：

<http://society.guardian.co.uk/mayorquestion/story/0,8150,1529416,00.html>

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/devon/4681565.stm>

<http://www.fenland.gov.uk/ccm/content/marketing/press-releases/fenland-electors-say-no-to--elected-mayor.en>

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/cambridgeshire/4689029.stm>

【全イングランドとウェールズの地方議員プロフィール】英国

地方自治体雇用主協会（EO）と改善・開発機関（IDeA）は、イングランドとウェールズの第三回地方自治体議員一斉調査を実施し、任務に関する正確でタイムリーな情報と地方自治体議員の特徴を提供した。

イングランドの地方自治体議員の一斉調査は、定期的に行われ、イングランドのディストリクトと、ユニタリーとカウンティカウンシルで選ばれた議員のプロフィールの概要を提供している。

この調査の結果から地方自治体、中央政府、地方自治体協議会（LGA）などは、より多様な階層の人々を地方議会に惹き付け、議員に立候補してもらおうという狙いと努力が、いかに実っているかを知ることができる。

1997年の選挙以来、政府は女性、若年層、少数派人種がもっと地方議員として議会活動ができるよう、議会組織の改革、本業を離れている期間の所得の喪失を年間報酬で補償するなどの諸策を講じている。

最近公表された調査結果は以下のとおりである。（調査の時点は2004年）

- ・ 男性 70.3%、女性 29.1%。女性議員の割合は1997年の27.8%から増加したものの、女性の成人人口の割合（52.0%）から考えるとまだかなり低い。
- ・ 議員の平均年齢は57.8歳と上昇した。（1997年は55.4歳、2001年は56.9歳）
全議員の86.9%が45歳以上で、成人人口の45歳以上の占める割合の54.4%より

実施することができる。

高い。

- ・ 白人の議員は 96.5%、少数派人種に属する議員は 3.5%。
成人人口に占める少数派人種の割合は 8.4%であるので、少数派人種の議員の割合は低い。
- ・ 議員のうちすでに定年退職者をしている者の割合は 38.7%に増加。(1997 年は 34.1%)

また、議員が議会と政治活動に週平均 21.5 時間費やしている。大部分の議員は、『コミュニティに貢献するため』議員になることを希望し、議員の平均在任期間は、8.3 年である。53.6%の議員は、議会で一つ以上の役職につき、平均して、委員となっている委員会の数は 3.7 である。35.5%の議員はサラリーマンで、16.4%は自営業者であり、それらの議員は、36.7%は経営管理/幹部の地位で、28.1%は専門職か技術職であった。職をもつ大多数の議員は民間セクターに勤務している (66.1%)。

議員は、一般の人々よりいちじるしく高い職能資格を持ち、議員のちょうど半数 (50.2%)は、国家職能検定 (NVQ) レベル 4 かそれ以上 (専門資格と同程度) の資格を持っている。一般住民の同資格の所持率は 22.2%である。

調査結果はマスコミで十分に取り上げられずに、議員の平均年齢が、改革が進められたにもかかわらず上昇し、女性と少数民族が相変わらず地方自治から締め出されていると論じられた。

E0 の議長は、調査結果がより多様な階層の議員を議会に惹き付ける努力を皆に促すものであり、その成果は果たされていないと述べた。

一斉調査の調査内容は、以下の通りである：

セクション A 議員個人のプロフィール：

- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 民族
- ・ 障害
- ・ 管理責任
- ・ 仕事上の地位
- ・ 教育と資格

セクション B 議会での任務：

- ・ 任期期間
- ・ 地位を保っている期間
- ・ 委員会委員
- ・ 党代表者

- ・ 他議会の委員

セクションC その他：

- ・ なぜ選挙に議員は立候補したか
- ・ 公務員との関係
- ・ 議員自身の考えをどのように実施しているか
- ・ 議員は何時間議員活動に費やすか
- ・ 再選挙への立候補の意思

参照

<http://www.lg-employers.gov.uk/diversity/councillors/>

http://www.lg-employers.gov.uk/press/2005_news/councillors_census.html

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/news/0,8368,1518383,00.html>

http://www.cipfa.org.uk/publicfinance/updates_details.cfm?News_id=24434

【ケーラー連邦大統領、総選挙を1年間早め9月18日に実施することを決定】ドイツ

2005年7月1日、シュレーダー首相は、予定通り連邦議会で首相の信任投票をおこなった。信任票は151票であり、政府を維持するために必要である301票を大きく下回った。シュレーダー首相が望んでいる通り、所属政党である社会民主党（SPD）の多くの議員は票決を棄権した。不信任票は296票で、棄権は148票であった。その結果、シュレーダー首相は議会の解散と総選挙の実施を決めたが、最終的な決定権限は連邦大統領にあり、連邦大統領は首相からの報告を受け、21日以内に決定をしなければならないことになっている。ケーラー連邦大統領は、非常に重要な決断であるため、設定された期間を十分利用したいとの意向であったが、7月20日にテレビ演説でシュレーダー首相の求めに応じ、連邦議会を解散し、9月18日に総選挙を行うことを正式に発表した。憲法に相当するドイツ基本法では、連邦議会は自主解散することができないため、首相の不信任決議に基づく連邦大統領による解散と総選挙は、唯一の連邦議会の早期解散方法である。1983年にコール首相（当時）もこの解散方法を用いて、総選挙が行われたが、その時にも基本法上問題があると言われていた。当時と現在の事情は似ている。つまり、連立政府は信頼を失って、政権を担当できなくなっているか、あるいは行き詰まってしまっているかということである。基本法上は、本当の意味での政府の喪失を想定しているので、政権側が意図的に負けるために信任案を提出することは本来は法に従っているとはいいがたい。ケーラー連邦大統領は、7月20日のテレビ演説で、ドイツが直面する危機に触れ、高い失業率、赤字の増加、現在の連邦体制の欠点及び高齢・少

子社会の問題に言及した。法律上で最も重要であるシュレーダー首相の政府担当能力については沈黙を保ったままであった。しかし、基本法上この決断が正しかったかどうかという点については政治家、学者や評論家も疑問を抱いている中、二人の国会議員は基本法裁判所(憲法裁判所)で訴訟を起こしている。カールスルーエの憲法裁判所の判決は、8月末に下されるものと予想されている。総選挙延期の可能性はそれほど高くないと考えられているが、ありえないことではない。

ケーラー連邦大統領の決定後直ちに開始された選挙戦は2ヵ月半にわたって行われる。政治評論家の多くは政権交代を予測しているが、キリスト教民主党(CDU)の首相候補者はアンゲラ・メルケル女史であるため、彼女が当選すれば、ドイツで初めての女性首相の誕生となる。しかし、民主社会党(PDS)とNRW州の州選挙で新登場した新党の「仕事と社会平等のための政党」(WASG)が合併を予定し、今度の選挙にも法律の許すかぎり協力し、PDSが新左政党(Linkspartei)として選挙に臨むことになっている。現時点の世論調査によれば、保守側(CDUとFDP)も社会民主側(SPDと緑の党)もそれぞれ連立政権に必要な票が獲得できないものと予想されているため、ドイツの将来はますます不透明となっている。

参照

Initiative Neue Soziale Marktwirtschaft, “Köhler prüft Bundestagsauflösung “; http://www.chancenfueralle.de/Reformpolitik/Politische_Diskussion/Koehler_pruft_Bundestagsaufloesung_-_Nach_der_Vertrauensfrage.html

Der Spiegel im Internet, „Schröder gewinnt das Mißtrauen “: <http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,363163,00.html>

NewsMax.com; „Germany’s Schroeder loses confidence vote “: <http://newsmax.com/archives/articles/2005/7/1/84201.shtml>

The Economist, „Schröder agonistes “; July 30th, p.

【地方自治体改革を促進するザクセン・アンハルト州】ドイツ

ザクセン・アンハルト州は、旧東ドイツ地域に位置し、面積は2万445平方キロメートルで人口は252万5000人で、ドイツ16州中、10番目の州である。近隣の旧東ドイツの各州と同様、ここも地方自治体の改革が進められており、現在は郡の再編成を実施している。

広い面積で人口が比較的少ないため、1平方キロメートル当たりの人口密度は124人と少ないが、1990年のドイツ東西統一時には歴史的背景を尊重し、21郡が置かれた。郡には当然それぞれ選出された郡長と議会があり、行政機構が存在する。2002年に誕

生じたCDU-FDP州連立政権は合併や再編成により郡の数を減らし、市民によりよいサービスを提供できる能率のよい構造を目指している。しかし、改革計画は、野党のSPDとPDSのみではなく、地方自治体や住民からも批判を受けている。

具体的な改革方法を含む法律案は5月に州議会に提出され、現在でも議論が続き、今年中に議決され、新しい制度が2007年7月から始まる予定となっている。現在の21郡を11郡に再編成することが予定されているが、郡数の削減自体に対する反対は少ないが、その具体的な内容については激しい反論もある。ほとんどは2郡の合併であるが、一つの郡が分割されることも予定されている。現在では三つの郡独立市があるが、マクデブルク市（州都、227,814人）とハレ市（240,077人）はそのまま残るが、デッサウ市（78,587人）はロッスラウ市（14,000人）との合併が予定され、デッサウ・ロッスラウ郡独立市となる。

新しい郡の条件は、人口が15万人以上で30万人以下であり、面積は2500平方キロメートルを超えないことである。ただし、今の提案ではすでに5郡が15万人の人口を下回っていて、これでは例外が最初から多すぎると批判されている。二つの郡がそのまま存続することとなっているが、合併や分割が予定されている郡では、主に郡長と議員から、または住民から批判が上がっている。特に郡行政の新しい所在地に対しては激しい議論が起きている。また、分割が予定されている郡では、州の憲法裁判所に訴訟が起こされる見通しである。改革の実現までにはまだ時間がかかると考えられている。

参照

Landesregierung Sachsen-Anhalt Pressemitteilung, „Landesregierung beschließt den Entwurf zum Kommunalneugliederungsgesetz: Reduzierung der Landkreise von 21 auf 11 “

http://www.asp.sachsen-anhalt.de/presseapp/data/mi/2005/062_2005.htm

MDR; „Kabinett beschließt Gebietsreform “;

<http://www.mdr.de/nachrichten/sachsen-anhalt/1960327.html>

http://www.bmu.de/files/abfallwirtschaft/downloads/application/pdf/magazin_abfallpolitik.pdf

日本語によるザクセン・アンハルト情報;

http://www.mirai.sachsen-anhalt.de/daten_fakten.html